

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を施行する。

令和五年一月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

庄原都市計画道路路事業三・五・六号上野公園線、三・六・四号高小路線及び三・六・五号東新町宮の下線

二 施行者の名称

広島県

三 事務所の所在地

広島県庄原市東本町一丁目四番一号

四 事業地

収用の部分

広島県庄原市東本町一丁目、二丁目及び三丁目地内

使用の部分

なし